

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年3月24日（令和2年（行個）諮問第54号）

答申日：令和3年2月15日（令和2年度（行個）答申第158号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が2019年特定日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年11月14日付け東労発総個開第1-675号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書1の記載によると、おおむね以下のとおりである。（審査請求人から意見書2が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されていることから、その内容は記載しない。）

（1）審査請求書

本件開示請求を行ったが、私自身の発言を含め黒塗りし過ぎている部分が見受けられたため、再度開示した書類を送付いただきたい。

事業場情報で開示されている所は何ひとつなく、私の個人情報の何が流出されているのか全く分からないが、項目だけでも知りたい。

（2）意見書1

ア 私が話をした部分も不開示となっている。また、私が話した内容と聴取内容に違いがある。

イ 事業場が提出した報告書（別表の文書7）等が不開示とされているが、事業場の内部情報ではない部分や報告書の項目も含めて黒塗り不

開示となっている。

また、事業場提出資料（文書 8，12，15 及び 18）も同様に、資料の表題等の内部情報ではない部分も含めて黒塗り不開示となっている。その一方、開示されている事業場の内部資料があるので、不開示となっている部分を審査請求人に開示することで、本件の結果に疑義が生じることから、不開示としているのではないかと考える。

ウ 調査結果復命書（文書 1）の 3 頁の不開示部分は、「公にしてい
ない内部情報」や「要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示し
ないこととされているもの」に該当しないと考える。

第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の趣旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。（補充理由説明書による修正は、文書 12，文書 15 及び文書 18 についての法 14 条 2 号の不開示情報該当性の追加である。）

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年 9 月 10 日付け（同月 19 日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年 12 月 20 日付け（同月 25 日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、具体的には、別表の 1 欄に掲げる文書 1 ないし文書 20 の各文書に記録された保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の 2 欄に掲げる部分）

ア 法 14 条 2 号該当性

- (ア) 文書 1 ①，2，3，5 ①，7 ①，12，15，16，18 及び 19 は、審査請求人以外の個人の住所、氏名等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。このため、当該部分は、法 14 条 2 号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 文書 5 ②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調

査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。聴取内容等が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書7②は、特定事業場の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これが開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがあるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1②、7③、8、12、15及び18は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書5②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。(中略) 聴取内容等が開示された場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署が行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1②、7③、8、12、15及び18は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られるものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握す

ることが困難となり、監督署が行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分の一部を、法14条の各号のいずれにも該当しないことから新たに開示した上で、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月9日 審議
- ④ 同月20日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 同年12月3日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和3年1月4日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年2月2日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）についてはなお不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 文書1①

当該部分は、調査結果復命書の記載の一部であるが、文脈上特定事業場を指している部分であり、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 文書1②

当該部分は、特定事業場が特定監督署に申し立てた内容の一部であり、労働者である審査請求人に係る特定疾病発生以前6か月間の勤務状況（月ごとの実労働日数、総労働時間、時間外労働時間及び特定疾病が発生した原因に当たる作業時間）、作業現場の作業環境等が記載されている。

当該部分は、審査請求人自身の労働時間数、作業環境等であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものに該当するとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号口及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 文書5①

当該部分は、電話聴取書に記載された聴取相手の電話番号であるが、当審査会で見分したところ、原処分において開示されている文書1①の電話番号と同一であり、特定事業場の代表番号であると認められる。このため、当該部分は、法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 文書5②

当該部分は、特定監督署の担当官が作成した電話聴取書の「聴取内容要旨」欄の記載の一部であるが、担当官による事務的な記載にすぎない。このため、当該部分は、法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 文書7③

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された報告書の記載の一部である。当該部分には、審査請求人の業務経歴、特定疾病の症状発生以前の勤務状況、作業内容、発生状況の概要及び発症以前の健康状態及び提出資料の件名が記載されているが、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号口及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 文書8

当該部分は、特定事業場から特定監督署に提出された資料の一部であり、審査請求人本人の人事記録である。人事記録には、審査請求人の本籍、性別、生年月日、学歴、試験・資格、過去にり患した業務上の災害、勤務記録事項及び発令者が記載されており、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号口及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 文書12、文書15及び文書18

(ア) 当該部分のうち文書12及び文書18は、特定事業場が提出した書類の一部であり、審査請求人の勤務先名、所在地、代表電話番号(一部)、所属ユニットの職位構成等及び審査請求人の氏名の記載並びに審査請求人が勤務する作業現場の写真のうち人影を除く部分である。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。また、これらは、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(イ) 当該部分のその余の部分は、審査請求人が勤務する職場のフロア座席表のうち同人の所属ユニット部分であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分のうち審査請求人以外の個人の氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同号ただし書イに該当する。

(ウ) したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条3号口及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 文書5①、文書7①、文書16及び文書19

当該部分には、特定監督署の担当官が聴取又は確認を行った相手、特定事業場が特定監督署に提出した資料の作成担当者及び空気環境測定者の氏名が記載されている。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2及び文書3

当該部分は、特定監督署の依頼に応じて提出された2人の医師（地方労災医員及び審査請求人の主治医）の意見書における各医師の署名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、3号ロ及び7号柱書き該当性について

文書12、文書15及び文書18は、審査請求人と同じ所属ユニットに属する審査請求人以外の個人の氏名、座席表のうち審査請求人の所属ユニットを除く部分及び作業現場の写真に写った人影である。

当該部分は、いずれも法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

文書5②には、特定監督署の担当官が審査請求人以外の特定事業場の関係者から電話により聴取した内容が記載されており、審査請求人が知り得る内容であるとは認められない。

また、これを開示すると、被聴取者等が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な

事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ該当性について

文書7②は、特定事業場の代表者の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると、当該組織の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性について

(ア) 文書1②

当該部分は、特定監督署の担当官が審査請求人以外の特定事業場の関係者から聴取した内容であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなどのおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書7③

当該部分は、特定事業場が特定監督署に提出した報告書の内容の一部である。当該部分には、審査請求人の所属部署の男女別及び採用区分別の人数並びに報告者による判断が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ

並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。
(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表

1 文書番号及び 文書名		2 諮問庁がなお不開示を維持すべき としている部分		3 2 欄のうち開 示すべき部分
		該当箇所	法14条各 号該当性等	
1	調査結果復命 書	① 4頁不開示部分	2号	全て
		② 2頁及び3頁不開示部 分	3号口, 7 号柱書き	3頁
2	意見書①	署名及び印影	2号	
3	意見書②	署名及び印影	2号	
4	電話聴取書①	—	—	—
5	電話聴取書②	① 「聴取者氏名」欄, 「TEL」欄	2号	「TEL」欄
		② 「聴取内容要旨」欄	2号, 7号 柱書き	1行目
6	報告書(審査 請求人用)	—	—	—
7	報告書(事業 主用)	① 7頁の担当者職氏名	2号	—
		② 7頁の代表者印影	3号イ	—
		③ ①及び②を除く不開示 部分(1頁ないし7頁の報 告項目見出し並びに7頁3 行目ないし5行目, 7行 目, 9行目ないし11行目 及び13行目を除く。)	3号口, 7 号柱書き	1頁ないし5頁 (1頁「同一職種 人数」欄及び3頁 「作業量」欄1枠 目を除く。), 7 頁
8	事業場提出資 料①	不開示部分全て	3号口, 7 号柱書き	全て
9	勤務票	—	—	—
10	支給台帳	—	—	—
11	健康診断票	—	—	—
12	事業場提出資 料②	全て	2号, 3号 口, 7号柱 書き	枠外不開示部分, 表の表頭及び表側 並びに本人氏名
13	会社概要	—	—	—
14	組織図	—	—	—
15	事業場提出資 料③	不開示部分全て	2号, 3号 口, 7号柱 書き	審査請求人の所属 ユニットの座席表 部分
16	関係資料①	1頁及び2頁の個人の氏名	2号	
17	関係資料②	—	—	—
18	事業場提出資 料④	不開示部分全て	2号, 3号 口, 7号柱 書き	全て(人影を除 く。)

19	空気環境測定結果	各頁「測定者」欄	2号	—
20	関係資料③	—	—	—

(注) 該当箇所の表記方法について、一部当審査会事務局において整理した。